

寄附金税制が改正されました

平成 20 年 4 月 30 日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、個人住民税の寄附金税制が改正されました。

都道府県・市区町村への寄附金控除が大幅に拡大

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。

どんな制度なの？

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5,000 円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね 1 割を上限に、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。

例えば、給与収入 700 万円で夫婦 2 人の方が、4 万円を寄附した場合には？

[この方の住民税所得割額 293,500 円]

- ① 寄附金 4 万円のうち、5,000 円を引いた残り 3 万 5,000 円が控除対象となります。
- ② 所得税の寄附金控除（所得控除）で、 $3 万 5,000 円 \times 10\%$ （この方に適用される所得税の最高税率）= 3,500 円の税額が軽減されます。
- ③ 住民税の寄附控除（税額控除）で、残りの 3 万 1,500 円の税額が軽減されます。
- ④ ②と③をあわせて、3 万 5,000 円の税額が軽減されることとなります。

寄附先には制限があるの？

都道府県・市区町村であれば、どこでも構いません。（出身地や過去の居住地などには限定されません）。

いつから、新しい制度が始まるの？

平成 20 年 1 月 1 日以後に都道府県・市区町村を対象に行った寄附から新しい制度が適用されます。

なお、住民税額が実際に軽減されるのは、寄附をした翌年度分の住民税です（所得税については寄附をしたその年の税額が軽減されます）。



神石高原町では、条例を制定し、有効活用していきます。活用法については、来月号でお知らせします。

中国四国管区行政評価局長表彰を受賞

5月13日、重松文宏さん（小畠）は行政相談委員としての長年の功績により、中国四国管区行政評価局長表彰を受賞されました。平成9年4月から行政相談委員として、町民と行政の間に立ち、行政への苦情や相談を受け、その解決にあたってこられました。

「山や畑などの境界線、トンネルが暗く危ないことやペットのフンのことなど、その時の情勢を反映したものが公衆道徳の問題もありました。解決に時間のかかるものもありますが、相談してよかったと皆さんに喜んでもらいたい」とやりがいを語られました。



地元の方の役に立ちたい

5月30日、仙養ヶ原ふれあいの里で行われた備前焼チャリティーで、備前焼作家の柴岡正志さん（備前市）ら4名が製作したお皿や湯飲みが市場価格の半値以下で販売され、売上金が神石よつば会に全額寄付されました。「備前焼に親しんでほしい、お世話になる地元の方の役に立ちたい」という気持ちから始まった寄付活動は今年で7回を迎えました。

野村澄子さん（神石よつば会理事）は、「作業所の収入が思うようにいかない中、目の前が明るくなります。これを機に作業所がよりよく前進することを願っています」と長年にわたる活動に感謝を述べられました。



三和野球場スコアボード完成

宝くじ協会の助成事業により整備を進めていた三和野球場スコアボードが完成し、5月25日に落成式と記念試合が行われました。来賓らによるテープカットが終わると、スコアボードに「祝スコアボード落成 神石高原町三和野球場」の文字が点灯し来場者から拍手が起りました。

久吉智子さん（三和小学校6年生）による始球式から始まった記念試合では、町内の少年・青年野球チームがヒゴタイとヤマボウシの2チームに分かれ白熱した試合を繰り広げました。「大きなスコアボードになってとても見やすい。試合にも力が入ります」と選手たちは元気にプレーしていました。



みんなで歓迎！ エイドリアンくんとの交流

5月27日、ニュージーランドから広島県立大門高校に留学中のエイドリアンくん（2年生）が、豊松中学校を訪問。授業や給食、紙ヒコーキ体験などを通して交流を深め、日本文化を学びました。

全校生徒が参加したフェアウェルセレモニー（お別れ会）では、琴の演奏やソーラン節が披露され「とてもきれいで大好きです。みなさんとても優しく、嬉しかった。また来たいです」とエイドリアンくんも感動！3年生からは和紙などで飾り付けした番傘と扇子が贈られました。橋本大樹くん（3年生）は「EMールを通じてこれからも交流していきたいです」と別れを惜しんでいました。

